

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和5年2月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 ④都道府県単位資格継続・高額療養費該当情報連携事務 ⑤オンライン資格確認等システム稼働のための資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム 国民健康保険 (2)番号連携サーバ (3)中間サーバ (4)共同徴収支援システム (5)DIALOGUESD1 (6)国保総合システム (7)国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格情報ファイル、国保料賦課情報ファイル、国保料収納・滞納情報ファイル、国保給付情報ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一項番30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】項番1,2,3,4,5,9,12,15,17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番42、43、44、45 ②番号法附則第6条第4項 ③国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民総務部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民総務部保険年金課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7015

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月15日	I 1. ②事務の概要	国民健康保険料の賦課を行う。 (1) 地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知 (2) 国民健康保険料の減免 (3) 国民健康保険料の賦課 (4) 国民健康保険料の特別徴収(対象者の通知(年金保険者一市町村)) (5) 国民健康保険料の課税の特例(非自発的失業者に係る保険料の軽減) (6) 国民健康保険料の特別徴収(税額通知)(市町村→年金保険者)	国民健康保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付	事後	
平成27年7月15日	I 1. ③システムの名称	(1) 市町村基幹業務支援システム 国民健康保険 (2) 番号連携サーバ (3) 中間サーバ	(1) 市町村基幹業務支援システム 国民健康保険 (2) 国保総合システム (3) 国民健康保険高額療養費支給管理システム (4) 番号連携サーバ (5) 中間サーバ (6) 共同徴収支援システム (7) DIALOGUESD1	事後	
平成27年7月15日	I 2. 特定個人情報ファイル名	国保賦課情報ファイル	国保賦課情報ファイル、滞納者管理ファイル、国保総合ファイル、国民健康保険高額療養費支給管理ファイル、診療報酬明細情報確認ファイル	事後	
平成27年7月15日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16の項、第30の項並びに地方税法その他の地方税、国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	番号法第9条第1項別表第一の第16、30項、内閣府総務省令第5号第16、24条	事後	
平成27年7月15日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二第27項	番号法第19条第7号別表第二の第27・42・43・44・45・46項、内閣府総務省令第7号第25、26条	事後	
平成28年4月5日	I 5. ②所属長	保険課長 山路 智子	保険課長 村瀬 勝子	事後	
平成28年12月20日	I 1. ③システムの名称	(1) 市町村基幹業務支援システム 国民健康保険 (2) 国保総合システム (3) 国民健康保険高額療養費支給管理システム (4) 番号連携サーバ (5) 中間サーバ (6) 共同徴収支援システム (7) DIALOGUESD1	(1) 市町村基幹業務支援システム 国民健康保険 (2) 国保総合システム (3) 国民健康保険高額療養費支給管理システム (4) 番号連携サーバ (5) 中間サーバ (6) 共同徴収支援システム (7) DIALOGUESD1 (8) 次期国保総合システム (9) 国保情報集約システム	事前	
平成28年12月20日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の第16、30項、内閣府総務省令第5号第16、24条	番号法第9条第1項、別表第一項番30	事後	
平成28年12月20日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の第27・42・43・44・45・46項、内閣府総務省令第7号第25、26条	番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120【情報照会】項番42、43、44、45	事前	
平成28年12月20日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月20日	Ⅱ2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I 7. 請求先	市長公室秘書課 〒620-8501 京都府福知山市市内記13番地の1 電話 0773-24-7027	市長公室秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市市内記13番地の1 電話 0773-24-7027	事後	
平成30年4月13日	I 5. ①部署	市民人権環境部保険課	市民総務部保険年金課	事後	
平成30年4月13日	I 5. ②所属長	保険課長 村瀬 勝子	保険年金課長 村瀬 勝子	事後	
平成30年4月13日	I 7. 請求先	市長公室秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市市内記13番地の1 電話 0773-24-7027	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市市内記13番地の1 電話 0773-24-7027	事後	
平成30年4月13日	I 8. 連絡先	市民人権環境部保険課 〒620-8501 京都府福知山市市内記13番地の1 電話 0773-24-7018	市民総務部保険年金課 〒620-8501 京都府福知山市市内記13番地の1 電話 0773-24-7018	事後	
令和1年6月25日	I 1. ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム 国民健康保険 (2)国保総合システム (3)国民健康保険高額療養費支給管理システム (4)番号連携サーバ (5)中間サーバ (6)共同徴収支援システム (7)DIALOGUESD1 (8)次期国保総合システム (9)国保情報集約システム	(1)市町村基幹業務支援システム 国民健康保険 (2)番号連携サーバ (3)中間サーバ (4)共同徴収支援システム (5)DIALOGUESD1 (6)次期国保総合システム (7)国保情報集約システム	事後	
令和1年6月25日	I 5. ②所属長の役職名	保険年金課長 村瀬 勝子	保険年金課長	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策	—	項目を追加	事後	
令和2年2月20日	Ⅱ1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和元年12月31日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年2月20日	Ⅱ2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和元年12月31日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年3月25日	I 1. ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付	国民健康保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	オンライン資格確認に伴うシステム改修前に行う評価
令和2年3月25日	I 1. ②システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム 国民健康保険 (2)番号連携サーバ (3)中間サーバ (4)共同徴収支援システム (5)DIALOGUESD1 (6)次期国保総合システム (7)国保情報集約システム	(1)市町村基幹業務支援システム 国民健康保険 (2)番号連携サーバ (3)中間サーバ (4)共同徴収支援システム (5)DIALOGUESD1 (6)国保総合システム (7)国保情報集約システム	事前	オンライン資格確認に伴うシステム改修前に行う評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月25日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番30	番号法第9条第1項、別表第一項番30 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認に伴うシステム改修前に行う評価
令和2年3月25日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番42、43、44、45	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番1,2,3,4,5,9,12,15,17, 22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番42、43、44、45 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認に伴うシステム改修前に行う評価
令和2年3月25日	IV 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	2)十分である	事前	オンライン資格確認に伴うシステム改修前に行う評価
令和3年9月1日	I 1. ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	国民健康保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 ④オンライン資格確認等システム稼働のための資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番1,2,3,4,5,9,12,15,17, 22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番42、43、44、45 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番1,2,3,4,5,9,12,15,17, 22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番42、43、44、45 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	番号法の改正
令和3年9月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年12月31日時点	令和3年6月1日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和3年9月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年12月31日時点	令和3年6月1日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和5年2月6日	I 1. ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 ④オンライン資格確認等システム稼働のための資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	国民健康保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 ④都道府県単位資格継続・高額療養費該当情報連携事務 ⑤オンライン資格確認等システム稼働のための資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和5年2月6日	I 2. 特定個人情報ファイル名	国保賦課情報ファイル、滞納者管理ファイル、国保総合ファイル、国民健康保険高額療養費支給管理ファイル、診療報酬明細情報確認ファイル	国保資格情報ファイル、国保料賦課情報ファイル、国保料収納・滞納情報ファイル、国保給付情報ファイル、口座情報ファイル	事後	
令和5年2月6日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番30 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項及び別表第一項番30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和5年2月6日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番1,2,3,4,5,9,12,15,17, 22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番42、43、44、45 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	①番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】項番1,2,3,4,5,9,12,15,17, 22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番42、43、44、45 ②番号法附則第6条第4項 ③国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	事後	公金受取口座登録制度の実施
令和5年2月6日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	5年経過前の評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	5年経過前の評価の再実施